

岩労発基 0501 第 4 号
令和 8 年 5 月 1 日

関係機関・団体 各位

岩手労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 90 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 68 号。以下「改正省令」という。）については、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、公布日から施行（一部令和 10 年 4 月 1 日施行）することとされたところです。また、本改正に関連して「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 174 号、以下「改正裾切値告示」という。）、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 172 号、以下「改正令和 6 年度がん原性告示」という。）及び「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 173 号、以下「令和 7 年度がん原性告示」という。）が令和 8 年 3 月 31 日に告示され、令和 10 年 4 月 1 日から適用（改正令和 6 年度がん原性告示は告示日適用）することとされたところです。

本改正政令等の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴機関・団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、関係事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の要点

1 改正政令関係

